

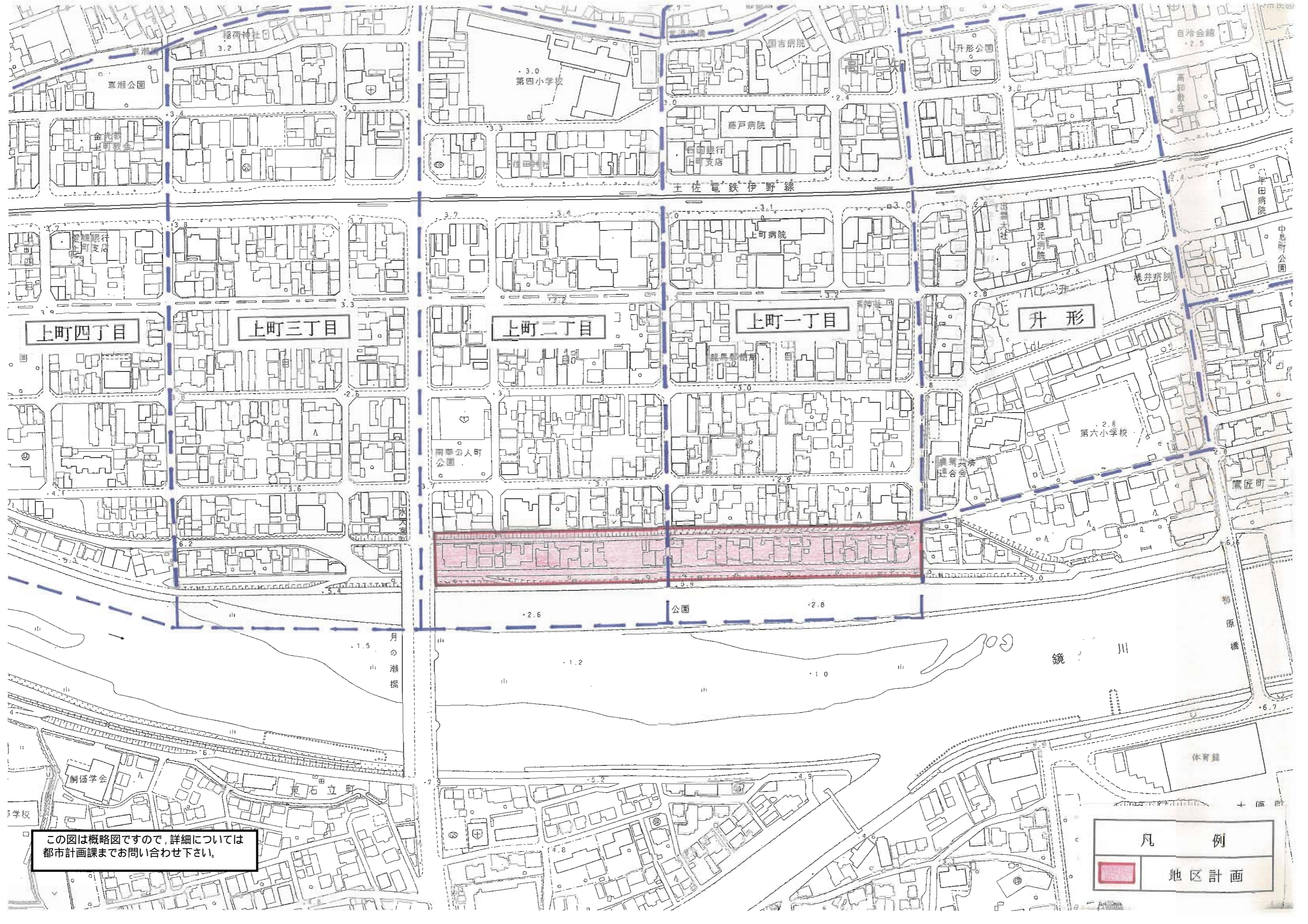
築屋敷地区計画

(平成18年9月25日告示第190号)


| | | |
|-----------------|-------------------------|--|
| 名 称 | 築屋敷地区計画 | |
| 位 置 | 高知市上町一丁目及び二丁目の各一部 | |
| 面 積 | 約1.8ha | |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 地区計画の目標 | 本地区は、高知市の中心部、高知駅から約2.0kmに位置し、鏡川に面した石垣及び桜並木など景観資源が多く存在している地区である。そこで地区計画を策定することにより、景観資源を維持し、みどり豊かで潤いのある良好な住環境を維持発展させることを目標とする。 |
| | 土地利用の方針 | 低層による住宅地を主体とし、地区の持つ落ち着いた佇まいを活かした良好な住環境の保全と形成を図る。 |
| | 地区施設の整備の方針 | 既設の地区施設等の機能が損なわれないよう、その維持及び保全を図るとともに、既存の景観資源に配慮した、安全で安心して暮らすことのできる道路等の施設整備を図る。 |
| | 建築物等の整備の方針 | 地区の持つ独自の環境及び歴史の資質を保全するとともに、良好な住環境の形成を図るため、次に掲げる事項について定める。 (1) 建築物等の高さの最高限度 (2) 建築物等の形態、意匠の制限 (3) かき又はさくの構造の制限 |
| | その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針 | 1 敷地内に中木、高木その他の植栽を施し、周辺の環境と調和するように緑化の推進を図る。 2 鏡川に面した石垣及び桜並木を保全する。 |

| | | | |
|--------|---------------|--|--|
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 建築物等の高さの最高限度 | 12m |
| | | | ただし、規定の適用の際、現に存する建築物であって規定に適合しない部分（以下「不適合部分」という。）を有するもの又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中の建築物であって、不適合部分を有するものが、規定の適用の日以降に行う次のいずれかの工事については適用しない。 (1) 規定する高さの範囲内で行う増築又は改築の工事 (2) 不適合部分における当該不適合部分の高さの範囲内で行う修繕又は模様替えに係る工事 |
| | | 各部分の高さ | 当該部分から敷地の南側道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たもの以下とする。この場合の、高さの算定については、当該道路の路面の中心からの高さによる。ただし、規定の適用の際、現に存する建築物であって不適合部分を有するもの又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中の建築物であって、不適合部分を有するものが、規定の適用の日以降に行う次のいずれかの工事については適用しない。 (1) 規定する高さの範囲内で行う増築又は改築の工事 (2) 不適合部分における当該不適合部分の高さの範囲内で行う修繕又は模様替えに係る工事 |
| | 建築物等の形態、意匠の制限 | 建築物等の外観、意匠等の制限については次に掲げるとおりとする。 (1) 建築物の色彩の範囲は、マンセル表色系において次の範囲内とする。 ただし、屋根の色彩は黒、ダークグレー、茶を基調とした落ち着いたものとする。 ア R系及びYR系の色相を使用する場合は、彩度6以下 イ Y系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ウ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 (2) 擁壁等については既存の石垣の保全に努め、新しく擁壁を設ける場合においても石垣を使用するよう、街なみの連続性に配慮する。 (3) 屋外広告物等は、次に掲げるとおりとする。 ア 地色は、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観との調和を図る イ 屋外広告物の表示面積（2個以上あるときはその合計）は、1㎡以内とする (4) 建築設備等は道路からの景観に配慮し、周辺との調和を図る。 (5) 自動販売機を設置する場合は、乱雑にならないように塀等と一体的に設置し、色彩についても周辺の景観との調和を図る。 | |
| | かき又はさくの構造の制限 | 道路に面する部分にかき又はさくを設ける場合は、生垣又は自然素材を使用した塀等にす。ただし、周囲の景観に配慮したものについては、この限りでない。 | |

区域は計画図表示のとおり



この図は概略図ですので、詳細については
都市計画課までお問い合わせ下さい。

| | |
|---|------|
| 凡 例 | |
|  | 地区計画 |